

# う る あ い

## 21 合併協議会だより

発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会  
2004.3.23発行

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123  
ホームページアドレス http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappei/  
E-mail h-gappeiyou@mx.nkansai.ne.jp



### 新市名「丹波市」 名付け親大賞を表彰

合併協定の調印、6町議会での議決など一連の手続きを経て「丹波市」の誕生まであと7ヶ月余りとなりました。3月1日に開催された第38回合併協議会において、新市名「丹波市」の名付け親大賞に選ばれた 若狭吉男(わかさよしお)さんに授与されました。



▲協議会(会長のあいさつ)  
今回新たに設けられた協議会運営小委員会、広報広聴小委員会の委員会名簿は4ページに掲載しています。

第38回合併協議会で  
次のことが確認されました。

- 協議第1号  
小委員会の設置について
- 協議第2号  
市章の選定について
- 協議第3号  
合併協議会の開催日程(案)について

詳しくは中面をご覧ください。

## よろしくお願いします

今回、新たに設けられた協議会運営小委員会・広報広聴小委員会の委員は、次のとおりです。



役職	区分	氏名
委員長	2号委員	近藤 寛治
副委員長	3号委員	田中 重雄
委員	2号委員	田口 勝彦
〃	2号委員	広瀬 憲一
〃	2号委員	上山 一雄
〃	2号委員	村岡 茂男
〃	2号委員	宮本 勉
〃	3号委員	常岡 昌和
〃	3号委員	廣瀬 隆己
〃	3号委員	木村 壽彦
〃	3号委員	後藤 武美
〃	3号委員	大槻 巍

役職	区分	氏名
委員長	3号委員	時里 孝子
副委員長	3号委員	荻野 紀久子
委員	3号委員	増南 文子
〃	3号委員	蘆田 さよ子
〃	3号委員	瀬尾 せつ子
〃	3号委員	吉竹 洋子

### お知らせ

- 合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 合併協議会会議録を閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。

### あとがき

一段と春めき、庭の木々も新芽の準備を急いでいます。合併協議会においても、将来像として「人と自然の交流文化都市」をかけた、市章の図案の募集が開始され、丹波市誕生にむけての準備が急がれています。この「平成の合併」が、今後私達住民の日常生活において、どの様なかわりと変化をもたらすのか、不安と期待が交差しています。今後においては、地域の特性をいかしつつ交流を図り、市民参加による活力あるまちづくりが求められています。

### 協議会の今後のスケジュール

- 第39回合併協議会 平成16年5月13日(木) 午後1時30分～ 氷上町公民館
- 第40回合併協議会 平成16年7月8日(木) 詳細未定 青垣町
- 第41回合併協議会 平成16年8月26日(木) 詳細未定 春日町
- 第42回合併協議会 平成16年10月14日(木) 詳細未定 山南町

※開始時間は、一回前の協議会で決定されます。

「結の会」の活動は、主に氷上町立北小学校区を範囲として助け合うことを目的としています。助け合いと言っても困っている人達ばかりが対象でなく、楽しむことも含めて助け合おうと言っています。例えば天王坂が、ゴミ捨て場になつているのを何とかしようとして活動をするのと地元氷上区の方々が、参加してくれたりします。活動は、ごみ拾いだけでなく、他にも梅やビワ、栗の木も植えました。農業を語りたいたちが集まって自分の農業を熱く語ったり、山の専門家を交え山の勉強会も開催しました。なかでも間伐の手ごたえある面白さは、驚きでした。「男女共同参画」の話題もだんだん活発化してきた今日この頃です。

佐治川の川底にはところどころ小さな清水が吹き出しています。私たち「結の会」も会員から次々と活力が吹き出しています。



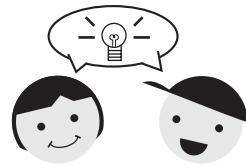
氷上町

### 「結の会」

# 丹波市の「市章図案」を募集します

平成16年11月1日に、氷上郡6町（柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町）が「丹波市」に生まれ変わります。

新たなまちづくりのシンボルにふさわしい「市章図案」を募集します。



## ■募集要項

募集期間	平成16年3月23日（火）～4月30日（金） ※郵送の場合、当日消印有効
募集する案	丹波市の目指す将来像「人と自然の交流文化都市」にふさわしいものとします。市旗、バッジ等に使用できるデザインとします。用紙の地色を含め、4色以内とします。なおグラデーション（ぼかしや濃淡の段階的な変化）は不可とします。単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものとします。他市町村章および他商標等と類似しないものとします。自作の未発表作品とします。
応募方法	応募資格は問いません。応募は、応募用紙または縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用してください。用紙1枚につき、1作品とします。「図案の趣旨（100字程度）」、「住所」、「氏名（フリガナ）」、「年齢」、「連絡先電話番号」、学生・生徒については「学校名、学年」を指定箇所または枠外に記載してください。応募は、各町役場総務課（総務企画課）および合併協議会事務局への持参、または封書による郵送でお願いします。（Fax、E-mailによる応募は受け付けません）
選定方法	応募された作品は、「丹波市」市章選考委員会で3点まで選考し、柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会で1点を選定します。
賞	応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈します。 (1) 最優秀賞（市章選定作品） 1点 20万円 (2) 優秀賞（選定候補作品） 2点 5万円
著作権等	選定作品に関する一切の権利は、柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会および丹波市に帰属するものとします。選定した作品は単色表示の他、デザインの修正を行います。応募作品は、返却しません。
お問合せ	〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原 525-1 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会事務局 Tel. 0795-73-3122 Fax. 0795-73-3123 E-mail h-gappeikyoku@mxn.nkansai.ne.jp URL http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeik/

各町の町章



# 第38回 合併協議会

平成16年3月1日（月）於 市島町 ライフピアいちじま

## 【協議事項】

**協議第1号 小委員会の設置について**  
第37回の合併協議会で、従前の小委員会はすべて廃止し、今後は協議会の運営に合わせた体制を整えることが確認されたことにより、新たに協議会運営小委員会・広報広聴小委員会を次の内容で設置することが説明されました。

○協議会運営小委員会  
委員は、2号委員6名、3号委員6名で構成し、合併協議会から付託された次の事項について、研究又は協議すること。  
(1) 協議会の運営に関すること  
(2) その他の目的達成に必要なこと  
又、委員長は協議会から付託された事項の研究又は、協議結果について合併協議会で報告する。

○広報広聴小委員会  
委員は、3号委員6名で構成し合併協議会から付託された次の事項について、研究又は協議すること。  
(1) 合併協議会日より「うるおい」に関すること  
(2) インターネットホームページに関すること  
(3) 暮らしの便利帳に関すること  
(4) 住民からの意見の取扱いに関すること  
(5) その他目的達成に必要な事項

＜協議結果＞  
協議会運営小委員会は、協議会の運営について協議し、内容はルールに従って協議会全体で協議するなどの意見を踏まえ、提案どおり二委員会を設置することが確認され、会長から委員の指名が行われた後、引き続き各委員会正副委員長が選出されました。

## 協議第2号 市章の選定について

今日までの合併協議の中で今後、協議が必要とされる残された課題のひとつでもあった、市章の選定に関する説明がされました。市章選定実施要綱（案）のうち、選考委員の構成について、さらには市章の選考方法について意見が出され、そのあり方について協議されました。

（主な意見）  
○提案によると、最終的に市章を決定するのは合併協議会であるので、選考委員会には合併協議会委員は加わらなくてよいと考える。  
○市章の選考には、高度なデザイン性が必要と考えるので、選考委員会には合併協議会委員は加わらなくてよいと思う。  
○選考委員にデザインの専門的な方が選定されるのであれば、合併協議会委員による投票で市章を最終決定するのではなく、選考委員会で最終決定までしてはどうか。  
○選考委員は氷上郡出身者が大半を占めることは大切であるが、チーフにはデザインの専門家を氷上郡出身に限定せず幅広く選定し、選考委員会で市章の最終決定をしてはどうか。  
○デザインの専門的な選考委員が候補作品3点を選考するならば、3点とも良いものであると思うので、その3点から合併協議会が1点を最終決定することは妥当であると考えられる。  
○選考委員会で候補作品3点を選定し、その段階で合併協議会が候補作品の選考理由の説明を受け、意見を伝え、選考委員会で最終決定をしてはどうか。  
○選考委員会において候補作品3点を選考し、合併協議会と選考委員と協議のうえ最終決定をしてはどうか。

＜協議結果＞  
選考委員には合併協議会委員は加わらないこととし、合併協議会での選定は「選考委員会において3点の候補作品を選考し、選考委員と協議の上選定する。」と市章選定実施要綱（案）が修正提案され、確認されました。

※3ページの要項で「市章図案」の募集が開始されます。

## 【報告事項】

○消費税法改正に伴う総額表示の取扱いについて報告がされました。

(1) 一般会計、特別会計とも消費税法が適用される使用料・手数料等については、すべて内税方式による総額表示とし、原則として、平成16年4月1日施行に向けて条例改正を行う。

(2) 電算システムの変更を要する使用料・手数料等の内税方式への移行については、平成16年11月1日の新市電算システムの稼働に合わせて、新市条例で措置する。ただし、総額表示は平成16年4月1日から施行する。

(3) 内税方式に伴い、合計金額に端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。

※改正のポイント  
課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた価格（総額）を表示することが義務付けられました。（消費税法第63条の2）  
例えば、次に掲げるような表示が総額に該当します。  
（注）価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

表示方法	
10,290円	
10,290円（税込）	
10,290円（本体価格9,800円）	
10,290円（うち消費税490円）	
10,290円（本体価格9,800円、消費税等490円）	

〔傍聴者 一般…10名 報道…6名〕

